

平成30年度

第53回埼玉県景観審議会

平成31年3月20日（木）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○(司会) 矢部副課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

池邊委員、楠委員の2名は少し遅れるとの連絡が入っております。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の矢部が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の落合よりご挨拶を申し上げます。

○落合課長 皆さん、こんにちは。田園都市づくり課長の落合でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、岡田会長をはじめ、委員の皆様方には年度末のお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

埼玉県景観審議会は、景観、屋外広告物行政に関する重要事項をご審議いただく知事の諮問機関でございます。

本日の審議会は、議題が1件、報告事項が3件ございます。議題は、「埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定の解除について」でございます。これまで本県では、今回のような指定の解除の前例がございませんので、諮問に向けまして、禁止地域の指定の管理に当たっての考え方や条件などにつきましてご意見を伺うものでございます。

報告事項の1つ目は、「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」でございます。これは主に、今年1月に専門部会の桑田部会長をはじめ、部会委員の皆様様に現場を確認していただきまして、策定いただいた施工後のアドバイス(案)についてご報告をいただくものでございます。

報告事項の残る2件につきましては、前回の景観審議会でご報告した内容につきまして、委員の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、調査検討した結果などをご報告させていただくものでございます。

本日も、委員の皆様それぞれの視点からご意見をいただければと考えております。

結びに、今後とも本県の景観、屋外広告物行政にご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○(司会) 矢部副課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前にお送りさせていただいておりますけれども、お持ちでない方は、事務局の方にお申し出ください。

また、本日、追加資料としまして、参考資料の1-2、1-3、それから、左上にホチキスでとめてある「埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について」という告示を配付させていただいております。

追加資料の配付に伴い、配付資料一覧、また、出席者等の変更があったので、出席者名簿、座席表を配付してございます。

お手数ですが、資料の差しかえをお願いいたします。

配付資料ですが、インデックス「次第等」の後に、次第、出席者名簿、座席表、インデックス「資料1」の後ろに、資料の1-1、1-2、インデックス「資料2」の後ろに、資料の2-1から2-4まで、インデックス「資料3」の後ろに、資料3-1から3-4まで、インデックス「資料4」の後ろに、資料4-1がございまして。それから、インデックス「参考資料1」の後ろに、参考資料1-1から1-3まで、インデックス「参考資料2」の後ろに、参考資料2-1から2-8までがございまして。

以上になりますが、不足等ございませんでしょうか。

では、大丈夫なようなので、ただ今から第53回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日の審議会ですが、委員13名のうち、少し遅れる2名の委員の方も含めまして、11名の出席ということで確認させていただいております。よって、委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

本日、欠席の委員としてご連絡いただいている方は、加藤委員と藤井委員の2名となります。

それでは、規則により、これからの進行につきましては、議長である岡田会長にお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○岡田議長 ただいまご紹介いただきました岡田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど議題等について説明がありましたが、前回にも増してかなり盛りだくさんになっておりますが、本日の終了時間4時半を一つの目途として進めてまいりたいと思いますので、進行のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事を進める前に先立ちまして、議事録の署名をいただく委員をご指名させていただきます。

今回は、桑田委員と田中委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。では、異議がないようですので、桑田委員と田中委員、よろしくお願いいたします。

本日、傍聴者についてはいないということによろしいですか。

では、次第に従って議事を進めてまいります。

まず、最初の議題1「埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定の解除について」です。最終的には諮問という形になりますが、指定の解除が今回初の案件になるため、皆様から様々なご意見をお伺いしようということです。次第にも書かれておりますように本日は意見聴取ということになります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○大和地主査 田園都市づくり課の大和地でございます。申しわけございませんが着座して説明させていただきます。

この議題につきましては、資料が多くなります。まず、資料1-1と1-2、それから、参考資料の1-1から1-3までになります。これらを使用し説明させていただきます。

参考資料は、事務局で作成した現地の写真の一覧になります。今、このような状況だということをお見せする資料でございます。

資料1-1は、今回の意見聴取理由になります。資料1-2は、滑川町の禁止地域指定状況図になります。

それでは、解除の意見聴取理由ですが、参考資料1-1をご覧ください。景観審議会で意見を聞かなければいけない事項は屋外広告物条例第27条で決められています。その中に、「禁止地域の解除について」が定められています。禁止地域については、屋外広告物条例第4条が該当します。最終的には、景観審議会で意見をお聞きしますが、先程申し上げたとおり禁止地域の解除が初めてになりますので、諮問の前の予備作業ということで、本日もご意見をお伺いするものです。

それでは、資料1-2をご覧ください。今回は、滑川町における禁止地域の解除についてご意見を伺うものです。

滑川町で該当するところが、この埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定についての告示、ロの(8)と(9)と(12)になります。本日追加でお配りさせていただいたものが告示です。これは、条例に基づいて知事が禁止地域を指定したものでございます。この中の項目がイ、ロ、ハ、ニと分かれております。この告示の次のページの一番上になりますが、ロから始まりまして、その中の(8)と(9)と(12)が今回該当する禁止地域でございます。それを抜粋したものがこの資料1-1に記載されております。これについてご説明します。

それでは、この資料1-2の図面と合わせてご覧ください。資料1-1の「2 経緯」についてご説明します。資料1-2をご覧ください。中央の黄色く塗られている上部は、熊谷市と滑川町の境界でございます。実は、熊谷市が屋外広告物条例を制定し4月1日から施行という予定になっております。市の条例が施行された場合、現在県の権限下にある熊谷市内が県の権限下から抜けることとなります。そうすると、この禁止地域は、熊谷市に跨っているので、県の告示から熊谷市の部分を除くことが必要となります。そうした場合、道路の路線として熊谷市の方まで禁止地域としてかかっているの、道路には一連性があることから、どのように扱うかという課題があります。熊谷市の屋外広告物条例で、ここを禁止地域に指定しないという意思決定をされております。そのため、4月1日から、滑川町内の部分は禁止地域のままになり、熊谷市内の部分は許可地域になります。

告示の中には、他にもこのような形で見直しが必要になる地域がありそうなので、順次見直していく予定ですが、今まで禁止地域の指定の解除を行ったことがないので、ここで1回、どのような条件を整えば解除をすることが好ましいのか、ご意見を聞きたいというのが本日の提案の趣旨でございます。

資料1-2をご覧ください。滑川町では3か所対象がございます。熊谷市側からは1-ロの(9)、下の関越自動車道東松山インターチェンジへ向かって、ロの(8)、それから真ん中の森林公園から右に向かっているのがロの(12)でございます。

参考資料の1-2をご覧ください。

左側は、昭和50年の航空写真です。右側は2019年のグーグルマップになります。同じ位置で比較している写真になります。熊谷市との境界からとなっております。資料1-2では、一番上の赤いところが熊谷市です。上から下に行くというイメージになります。

参考資料1-2の1ページ目が資料1-2の黄色いところの上部になります。それから、参考資料1-2の2ページ目は資料1-2の黄色いところの中央部、参考資料1-3の3ページ目は、資料1-2の黄色いところの下部及び東松山のインターチェンジに向かうところです。

次に、参考資料1-2の3ページ目は東松山インターチェンジ方面ですが、左側の昭和50年の写真ではあまり店舗等はないのですが、右側の2019年のグーグルマップでは、真ん中あたりにガスト東松山店や、左上にファミリーマート滑川店などがあります。コンビニが建つところというのは比較的人が多くいます。コンビニは、事前調査をして人が多くいるところに開店するという前提があるので、この辺は宅地化というか、建物等の立地が進んで

いるということになります。この資料の写真だとよくわかりませんが現状はそのような状況になっております。

それから、写真の上のほうに向かっていくとだんだん建物が減っていておりますが、その状況がこの参考資料1-2のモノクロ写真ではよくわからないので、次の参考資料1-3を用意させていただきました。

参考資料1-3の1ページ目は、2ページ目以降の写真の位置を表しております。2ページ目以降の写真には番号が入っていき、その番号と1ページ目がリンクしている構成になっております。この構成が、先程のモノクロ写真は上から下へ向かっていく構成でしたが、こちらは下から上への構成になっています。逆の構成になって見づらくて申し訳ございません。

参考資料1-3は、東松山インターチェンジから熊谷市に向かってというような構成になっています。何で1行に3枚あるのかということですが、禁止地域の指定は道路とその路端から200メートルという構成になっております。そこまでが禁止地域になっているので、それがわかるようにということで3枚にしております。真ん中が道路です。その道路から横を向いた左側の写真と右側の写真という構成になっています。道路と路端の両サイドからの写真という構成になっております。

参考資料1-3の2ページ目の写真は、東松山インターチェンジ周辺で、この辺は住宅等がございます。特に2ページ一番下の写真では、滑川町に最近大型のショッピングセンター「なめがわ森林モール」ができています。以前は、この辺は田んぼでしたが、大型のショッピングセンターができ、このように開発されている状況です。

ここから上に向かって行った同じ地域になりますが、3ページ目の写真では宅地もあり、田んぼ等がだんだんと減っているというような状況になっております。

それから、4ページ目になりますが、こちらの中段が熊谷市との境に向かっていくところでございます。ここも宅地化されています。左側には家があります。右側にもありますが、点在しているという状況でございます。

それから、5ページ目でございますが、中段が熊谷市との境のところでございます。ここは熊谷市に向かっての写真です。道路左に「熊谷市」と書かれた標識の先のところと滑川町の部分の道路状況はあまり変わっていないと思われま。ここまでが滑川町内の状況写真でございます。

あと最後の6ページ目になりますが、これが1ページ目の位置図の中央あたりで途中から

右へ曲がる禁止地域の口の（12）になります。これは森林公園に向かっていくところになります。こちらはあまり変わっていない状況になっております。

本来なら、現地を確認してもらうのが一番なのかもしれませんが、時間もなかったので、写真にさせていただきました。今回の写真は、約1キロおきの地点の写真です。家等が点在している状況で、写真では現地のイメージがいま一つ掴みづらいところがありますが、このような状況でございます。東松山インターチェンジの方は、先ほど申しましたように「なめがわ森林モール」ができていまして、家等がたくさんあります。東松山インターチェンジ周辺はもう守るべき緑がないかなというイメージです。

禁止地域の指定の考え方は、資料1-1の3番に記載しておりますが、良好な景観の形成又は風致の維持の観点から、屋外広告物の表示を禁止するのが望ましいと考えられる地域を禁止地域として指定しているの、良好な景観の形成ができないとか、もう風致を維持すべきものがないというところにつきましては、禁止地域としている理由はないのではないかとこの考え方が生じております。

資料1-1の最後の4番の対応案ですが、県では、この指定されている禁止地域では、現在、住宅や店舗が立地し市街化が進んでいる状況が見受けられますことから、禁止地域に指定されていないほかの県道と同様の状態になっている状況から禁止地域を解除する方向で検討しています。県道で同じような状況のところを禁止地域にしていないのに、何でここを禁止地域に指定しているのかという、問題意識からです。

それで解除する方向で進めているのですが、この地域は東松山インターチェンジのほうは住宅等が多く市街化が進んでいますが、熊谷市に向かってだんだんと宅地等が減っていくので、どれくらい住宅があればとか、どのようなところにどのようなものができていけば、解除したほうがいいのか、この景観審議会での諮問に向けて意見をお伺いしようということでございます。

以上が事務局からの提案説明でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田議長 ありがとうございます。

今のご説明のとおり、熊谷市が屋外広告物条例を独自に定めるということで、熊谷市内の当該道路の区間については、禁止地域を解除するということです。それに伴って連続してつながっている滑川町、ここについても同様に、屋外広告物条例に基づく禁止地域を解除することについて意見を拝聴したいという趣旨でございます。

この滑川町の道路区間の特徴としましては、この緑で塗られている、国営森林公園が存在

して、風致的に配慮する部分がこの部分ではないかなというふうに思います。それで、今回この県の取り組みとしては、指定解除というのが初めての取り組みということで、ぜひご意見を伺いたいということでございます。

まず、意見を伺うのに先立ちまして、確認事項とか、質問からお受けしたいと思っておりますので、どなたからでも結構ですので、挙手にてご質問等をお願いいたしたいと思っております。

いかがでしょうか。

その前に、事務局に確認したいのですが、禁止地域は、道路の端から両側に200メートルが禁止地域の指定エリアですが、県の近年の指定は、50メートルですよね。

○大和地主査 補足説明になりますが、この告示ができたのは昭和50年で、当時のほとんどが路端から200メートルの設定です。近年、指定しているところで、上里のスマートインターチェンジなどは、財産権の侵害等を踏まえ、路端から看板が見えるのは50メートル程度ではないかということで、50メートルになっております。

この禁止地域は、200メートルですが、その距離も、現在の考え方と若干ずれているところがございますので、距離も含めてご意見等を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○岡田議長 ありがとうございます。

皆様方からご質問等を受けたいと思っております。いかがでしょうか。

○桑田委員 この屋外広告物条例に基づく200メートルの範囲ということですが、先ほど会長からもお話があった、国営森林公園は風致的に大事な資源だと思いますが、この森林公園に関して、看板や風致を守るといふ、屋外広告物条例とは別の観点の規制について、あるかないか教えてもらいたいと思っております。

○大和地主査 禁止地域等につきましては、屋外広告物条例の中に、広告物を表示又は設置できない地域又は場所として、例えば、寺社仏閣、都市公園などがあります。森林公園は都市公園に該当しますので、広告物を表示又は設置できないこととなります。今回は、知事が禁止地域に指定するところと都市公園である森林公園が重なっているところがありますので、解除しても森林公園側は広告物を表示又は設置できないところとして残ります。

○桑田委員 今の話は、この埼玉県屋外広告物条例の中では、例えば、都市公園である森林公園等の風致上大事なものに関しては、禁止地域にあたるということですね。

○大和地主査 そういうことでございます。禁止地域というのが埼玉県屋外広告物条例第4条にあります。皆さんの緑色のフラットファイルの中に埼玉県屋外広告物条例がインデックス

11にあります。その中の第4条第10号に都市公園法で規定する都市公園とありまして、その条文を受けて、森林公園は都市公園に該当しますので、広告物を表示又は設置できないこととなります。

○梶島委員 もう少し詳しく、教えていただけますか。

○大和地主査 屋外広告物第4条に、「次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し又は掲出物件を設置してはならない。」とあり、第10号に「都市公園法第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域」とあります。森林公園はこれに該当します。

○梶島委員 そこは何をしてはいけなくなっているのですか。

○大和地主査 都市公園法に規定された都市公園は屋外広告物条例第4条で禁止地域にしているので、そこは看板が出せないということになっております。

○梶島委員 都市公園の中は看板が出せない。

○大和地主査 そうです。

○田中委員 そうすると、外は出せるということですか。

○大和地主査 そうです。

○田中委員 そうですか。そうすると、禁止地域の解除を行うと森林公園の外は出せるということですね。

○大和地主査 そうです。

○梶島委員 もう一つ伺います。確かに、道路は連続するものなので、沿道途中でぱたっと、風景が変わるといのはあまり好ましくないと思うので、熊谷市さんは、これから先、ここの沿道において、屋外広告物の規制を設けていくのですか。

○岡田議長 これは事務局のほうからお答えいただきたいと思いますが。

○大和地主査 熊谷市からは、「現在、禁止地域に指定している県道の状況が、指定した当時と変わって、熊谷市内の禁止地域として指定していない県道と同じ状況なので、禁止地域の指定はしないという判断をした。」と聞いております。

○梶島委員 つまり、そこは、道路から何メートルだろうが、看板、捨て看、全部出してもいいということになるわけですか。

○大和地主査 そうです。許可制になります。許可をとれば出せるようになります。現在は、

禁止地域として指定している部分は、出せないということです。

○梶島委員 4月1日以降ということですね。

○池邊委員 熊谷市さんは、景観行政団体で、滑川町は景観行政団体ではありませんから、やはり解除してしまうと、その禁止地域を解除する管轄が県になるということですね。

○大和地主査 おっしゃるとおりです。道路の一連性というところで、こちらも検討しました。熊谷市さんが指定解除ということを知りましたので、県も一連性では同じではないかというような認識がありますので、検討することになりました。

今回、熊谷市さんと接するところもありますが、滑川町全体で考えた方がいいのではないかとということで、今回、滑川町全域での検討になります。

○池邊委員 それでは、もう1点。大店法の審議の中で、景観については専門家がいますか。例えば、私はランドスケープですけれども、緑の部分と大規模ロードサイド店が出た場合に、緑の部分と、広告物、建物の色彩とか、もちろん屋外広告物についても、私は、千葉県でやっているときには担当していましたので、質問させていただきます。

○大和地主査 大店法の審議会の内容ですか。

○池邊委員 はい。大店法の審議会の中で、わからないですけれども、私が千葉の場合なんかですと、全ての敷地の平面図と立面図などの設計図面を全部持ってきていただいて、それで一応審査をしています。そのような審査があると、仮に解除しても、何とか誘導可能ということが考えられますが、そのような景観の専門家の方がもし、いらっしゃらないとすると、町レベルで景観行政団体になっていないと、逆に熊谷市内と比べて、滑川町内は、より派手になるという可能性がなきにしもあらずということになります。

○大和地主査 他課の事務ですので、大店法の審議構成委員の中に景観担当がいるかどうかは把握しておりません。それについては、後ほどご報告します。

○池邊委員 よろしくお願ひします。

○岡田議長 この滑川町の当該エリアの土地利用はどういうものですか、市街化調整区域ですか。

○大和地主査 市街化調整区域です。

○岡田議長 もう一つ確認ですが、東松山の関越自動車道のインターから、これ熊谷市に抜ける主要道路という理解でいいですか。

○大和地主査 道路の途中までが有料道路だった時期がございます。これ有料道路は、高規格道路で高速道路に近いような造りになっています。平成16年に有料道路が償還終わって、今

は、一般県道になっています。

推測ですが、指定当時には、既に有料道路だったので、屋外広告物条例の禁止地域に該当する高速自動車国道等と同様に考え、禁止地域の指定を行ったのではないかと考えられます。先ほど申しましたように、今、一般県道となっていますので、禁止地域として指定されていない他の県道と同じ扱いでいいのではないかという観点で考えております。

○岡田議長 わかりました。

他にはいかがでしょうか。

○梶島委員 現在200メートルで指定されているところを例えば、30メートルにしたときの風景として、私たちが思い浮かべられるような風景というのはどこかないですか。

○大和地主査 これは、どこからどう見るかによって違いますが、一般的には、車の走行を前提にしていますので、そこから30メートルの距離というのは本当に近接なので、もう少し先まで見えるのではないかということで、県は、近年禁止地域として指定したスマートインターから降りたところ等は50メートルとしています。

今回、50メートルがいいのか、30メートルがいいのかということも含めて、ご意見いただければと思います。

○岡田議長 今回、滑川町内の禁止地域の解除に向けての意見ですが、熊谷市とつながっている道路ですので、この審議会の意見を熊谷市さんの方に申し送りするということが出来ますか。

○大和地主査 法律上の話になりますが、何も権限がないので、申し送りだけして、あとはお任せします状態になってしまいます。

○岡田議長 多分、この議論を突き詰めていくと、隣接する市町への意見というのも当然出てくると思いますので、そこを整理したかっただけです。わかりました。

では、質問等も含めて、皆様からご意見をお寄せいただきたいと思いますけれども、意見等、いかがでございましょうか。

○桑田委員 今の熊谷市と滑川町の関係についてもお話がありましたが、今、埼玉県としては、景観行政団体を増やそうとしていると聞いています。そういうことであれば、こういったように、それぞれ独立して景観行政を運用しようというときには、原則的には、やっぱりその接点で対応が違ってくるといえるのは、ある意味では私は当然かなと思います。

それで、そのときに県としては、やはり広域的に考えて、ここに関しては大事な道路であるから、まずは原則としては境目で異なるけれども、今回のこの熊谷市と滑川町の境目のとこ

ろは、県にとって景観上どこまで重要なのかという事を整理して考えることになると思います。

○大和地主査 県としましても一連性だけで考えるのではなく、景観上どこまで重要なのかということを検討いたしまして、考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○岡田議長 今の景観上の重要性というご指摘をいただきましたけれども、ここは、やはり森林公園が存在しているというところと、インターチェンジから直接つながっている主要道という、そういう大きく2つの重要性があるかと思います。

ほかにご意見いかがでしょうか。

今日は、結論を出す話ではないので、諮問に向けて留意点をいただけたらと思います。

○桑田委員 それでは、もう一つ。滑川町では、この道路に対してどういう扱いをしようというふうに考えておられるか、そこについて説明願います。

○大和地主査 滑川町からは、1ー口の（9）熊谷市と隣接する道路につきましては、解除の同意書をいただいています。（8）、（10）につきましては、滑川町の意向は聞いておりません。

○桑田委員 わかりました。今回の範囲としては、埼玉県の間轄ですが、町の意向ももう一度確認をしておいた上で、議論ができたほうが安心かと思います。

○岡田議長 次回までに事務局は確認しておいてください。

○大和地主査 わかりました。

○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。

○梶島委員 この写真を拝見すると、埼玉県の田園地区としてはまれに見るいい景観だと思います。いろいろなところ、秩父においてもそうですけれども、捨て看が沿道に並んでいたり、派手な看板が並んでいるというところと比べたら、やはり、ここは非常に好ましい景観を埼玉県が頑張って、200メートルの禁止区域を設けてきたことによって維持できているという地域ではないかと思いました。

そして、熊谷市との境は、これからどう調整していくかわからないですけれども、少なくともインターチェンジから森林公園に向かっていくところに関しては、森林公園のグリーンツーリズムでの位置付けや役割を考えていくと、ここは大事にしていかなければならないと思います。何かそこに入ればきれいだけれども、そこへ至るまでのアプローチがものすごく雑雑としているというところがたくさんあります。私は、それは観光の雰囲気づくりに失敗していると思います。せつかく、ここまで頑張って持ち堪えているので、少なくともインタ

一から森林公園を越えるあたりまでは、このまま維持できたらよいというのが個人的な意見です。

○岡田議長 いかがでしょうか。

○大和地主査 お話のとおり、右側の森林公園側につきましては、昭和50年当時と比較しても、そんなに建物が増えていません。左側は、ショッピングセンターができたりして市街化が進んでいるところがございます。今回、たまたま禁止地域が3地域に分かれています。これを再構築するという考え方もありますので、忌憚のない意見をどんどん言っていただければと思います。

○岡田議長 皆様からもう少しご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○田中委員 熊谷市と東松山市では市街化が進み、その間にこのような調整区域があるわけです。最近では、成長管理とか、あるいはデザインコントロールという言葉が非常に出てきて、そういう意味では、これはきちんとした開発の抑制をしてきたということで、デザインコントロールがされてきたのかなと思います。ですから、同じような土地利用の場所ではありませんので、しっかりとしたデザインリミットと申しますか、開発リミットをきちんと設けておくことが、私はこれから必要なことだろうと思います。

ですから、写真を見たら、確かに一部開発の区域はありますけれども、これはきちんとした田園風景が続いておりますので、やはり看板をたてたりすることができないのもいいのかなという感覚がいたしました。

○岡田議長 どうぞ。

○池邊委員 今のお話とも関係がありますが、先ほどの参考資料で(8)のところでは、住宅地ができているという話がありましたが、逆に言えば、この住宅、いいところだなと思ってこの方は買ったのに、この家の目の前に、もう解除したら、沿道に20メートルの大きな真っ赤な、真っ赤と黄色か何かの店舗の看板ができてしまうということにもなり得るわけです。つまり、もう既にお買いになった方の不動産の価値を下げるという可能性もあるということです。しかも、市街化調整区域だとすると、逆に言えば、建物が建たないために、看板とはいうものの、皆さんご存じのように、1回できると、固定資産税の対象になりますから、広告がなくなれば、次また年間100万円という形で探してくる。

ですから、1回看板を立ててしまうと、いわゆる高速道路や新幹線の周りのように、やっぱり広告物のお金が入ることが前提になってきてしまいます。

滑川町を見ますと、やはりエリアによっては、森林公園が真ただ中であって、全然そうい

うことができない方と、今回解除されて、そういうことができる方というのが出てきてしまうのが不公平だという部分と、この景観の議論が、景観法ができてもう10年以上経ちますが、何のガイドラインも持たずに解除するというのは、やはり、逆行する行政のやり方だと思います。これは、やはり埼玉県の方針が問われるのかなと思いますので、ここは非常に大事な判断であると思います。

○岡田議長 極めて慎重審議の対象になるだろうということです。

特に、不動産価値を下げてしまうというのは、私的財産の侵害にもなってくるわけです。今のお話のとおり、森林公園が広がっていて、禁止地域だったゆえの効果が見てとれるところが多分にあるということがあり、単純に禁止地域という文字を削る話とはわけが違いますので、解除というのは、なかなか単純に解除しきれるかどうかという非常に難しい問題だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○楠委員 禁止地域を沿道から200メートル以内から50メートル以内というのは、それはもうそういう方向になりつつあるということですか。

○大和地主査 先ほどお話ししたように、スマートインターから降りたところを指定したときは、50メートルという結論が出ています。近年5、6年で禁止地域として指定したところは50メートルになっています。

○楠委員 ここも50メートルにするということではないのですか。

○大和地主査 距離等も含めてご意見をいただければ、今後の解除も含めた再構築の時の参考となりますので、よろしく願います。

○岡田議長 今、重ねて再構築という話が出ていまして、今回のこの審議会としては、他の禁止地域の解除にも大きな影響が出てくるということで、この審議会の会の中だけでは議論は尽くせないと私自身思っています。それで、例えば、次の審議会に向けて、ワーキング部会みたいな形で、この滑川町だけの問題ではなくて、今後、解除の話が出てきたときに、どういうポイントを押さえればいかと、先ほど、池邊委員からもガイドラインというような話もありましたので、指針となるような考え方を整理する作業が必要ではないか思います。その場合、ワーキング部会の設置は可能でしょうか。

○大和地主査 景観審議会では、補助機関として、部会を設置できることになっています。

○岡田議長 そうすると、時間も限られている中で、私自身の考えとしては、ワーキングを設置して、少し県全体の考え方をどうすればいいかということをもとめて、そこから滑川

町について検討し、その方向性をこの審議会にお諮りするということなことで進めたらよいなと思いますが、委員の皆様方、どうお考えでしょうか。

多分、審議会の中だけでは議論を尽くせないのではないかというところであると思いますので。

○鈴木委員 今の会長のご意見に、私も賛成です。

先ほどから出ております禁止地域の距離が200メートルから50メートルとなるのが一般化しつつある傾向だということ踏まえて、例えば、今回のこの滑川町の道路に関しても、景観審議会、もしくは県の行政としてよく状況を判断して、広範に、あるいは広域的に検討して、そして方向性をつくっていくのがよろしいのではないかと考えます。

○桑田委員 私も慎重に議論すべきだと思います。そういう意味では、先ほども言ったように、今、境目で、対応が熊谷市さんは解除で、滑川町さんのほうは継続という状態が続いても、それはそれで、そういう状況が起きても、ある意味当然ですし、それで、慌てて合わせて解除するというのは、やっぱり理屈が立たないので、まずはしっかりと会長のお話にあったような議論の進め方がよろしいと思います。

○岡田議長 よろしいですか。では、今回のこの意見の聴取ということでは、ワーキングを設置して、今後、慎重審議を重ねていくということにします。

また、ワーキングの構成については、別途、事務局と相談させていただいて、改めて皆様方にご連絡差し上げるということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、続いて、3番目の報告事項に移りたいと思います。

「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○日野主査 田園都市づくり課の日野です。座って説明させていただきます。

公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスですが、部会を1月に桑田部会長、委員の皆様と行い、アドバイスを検討いたしました。

アドバイス（案）は、桑田部会長から御説明があります。私からは、アドバイスの考え方や何のアドバイスを行ったかということをお説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

これは、度々御説明させていただいている資料です。今回のアドバイスは、資料2-1の1番の（2）施工段階のアドバイスになります。基本設計段階で審議会のアドバイスを受け

た事業は、今後の取り組みに生かすために施工後のアドバイスを受けるものという規定があり、これに基づき、今回アドバイスをを行ったところです。

2 ページを御覧ください。

平成30年度に行った専門家アドバイスの内容となります。

対象事業が2件ございます。1件が東松山市にある一般県道岩殿観音南戸守線の高坂駅南陸橋で、東武東上線をまたぐ陸橋のアドバイスとなります。こちらは、事業担当課が埼玉県県土整備部東松山県土整備事務所となります。こちらは、専門部会を平成31年1月24日午後桑田部会長、梶島委員、加藤委員の御出席により開催しました。部会では、現地を確認いただくとともに、今後の事業に生かせるような視点でアドバイスを実施しています。

資料2-2を御覧ください。高坂駅南陸橋ですが、アドバイスをを行ったのは平成21年度で、この制度が始まって一番初めにアドバイスをいただいたものでございます。アドバイスからはだいぶ時間が経過しておりますが、ようやく工事が完成しまして、今回、施工後のアドバイスを受けたものでございます。

資料2-1に戻っていただきまして、2件目ですが、熊谷ラグビー場の施工段階のアドバイスになります。こちらは、都市整備部公園スタジアム課が所管している事業でございます。こちらは、平成31年1月29日の午前中に桑田部会長、田中委員の出席により、アドバイスをっております。現地を確認いただくとともに、類似事業に生かすことができるようアドバイスをしております。

資料2-2を御覧ください。

熊谷ラグビー場ですが、平成27年度に基本設計のアドバイスをを行ったものです。現委員では岡田会長、加藤委員が参加して基本設計のアドバイスをいたしました。

熊谷ラグビー場ですが、御案内のとおり、9月に開催されますラグビーワールドカップ2019の大会会場になっております。現地を見ると非常に素晴らしいものができたのかなと思っています。

説明は以上となります。アドバイスの内容については、桑田部会長から御説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○岡田議長 その前に、このアドバイス制度の枠組みについて、以前にも話があったかもしれませんが、再度、説明をお願いします。

○日野主査 それでは、アドバイスの枠組みについて説明します。資料2-1を御覧ください。

このアドバイスですが、これは埼玉県公共事業景観形成指針に基づくものです。指針には、

専門家アドバイスという規定がございまして、まだ事業が始まる前の基本設計段階のアドバイスと、工事が完了した後にアドバイスを受ける施工後のアドバイスという、2段階の制度となっています。

アドバイスですが、主に基本設計段階のアドバイスに言えることですが、実施設計に反映させることを義務づけるものではないとしています。これは、予算の問題やその他の制約がございまして、次の項目になります。趣旨やどのような視点で景観的な配慮をすればより良くなるかということについて、アドバイスをいただいているものでございまして。専門家の方々のアドバイスを事例といたしまして、我々職員が配慮すべき事項や景観上の工夫の仕方に気付く機会を与えることを主眼としているものでございまして。

審議機関については、公共事業景観形成専門部会を設置して審議いただき、審議会に報告するという流れになっています。

説明は以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

では、桑田部会長からお願いします。

○桑田委員 それでは、私のほうから、このアドバイスについてご説明をいたします。

資料の2-3をまず御覧ください。平成30年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）です。

まず、最初に、先ほどお話があったように、平成21年度に先行して、基本設計段階へのアドバイスがありました。それが大きく分けてこの2つ、(1)と(2)で、(1)擁壁や橋脚の圧迫感を軽減する方法を考えるというアドバイスです。それに対して、実際の工夫としては、補強土壁工法のスーパーテール、これはどういうことかといいますと、この写真の左側で、天然の石積みに見えるようなデザインを持ったコンクリートパネルを張りつけるという形になっています。これがコンクリートの打ち放しの単調な壁面が連続して大きく続くものに比べて、無機質な圧迫感ということに関しては低減をさせたということです。

また、凹凸や模様が加わって、このパネル部分に関しては、雨垂れが目立ちにくくなったということでした。

もう一つは、右側の写真にありますように、高欄上の附属物の取り付け方を工夫することでした。少し補足しますと、当初のアドバイスのときは、市街地では、周辺への視線遮蔽のためのパネルが取り付けられることも多いのですが、見た目が直線的に分節されると一体性に欠けるということで、何か工夫をしたほうがよいというアドバイスだということ

とです。

それに対して、高欄上のパネルの支柱部分を少しアールといたしますか、曲線を持たせるといことで通行者への圧迫感を減らすといことと、高欄の一体性を増すことといことを工夫したといこととです。また、設置後、この透明なパネルに鳥が衝突するとい事故が起きたそう、その防止策として、動物等の図柄のコバトン等を含めて、ステッカーを貼ったといこととでした。

これらに対して、専門家アドバイスといことで、我々が現地調査を行いまして、梶島委員、加藤委員とともに見て、アドバイスをまとめました。それが以下の3点となります。

まず1点目は、高坂駅南陸橋における陸橋と道路の景観的な連続性です。そもそも、どうしても橋なら橋だけの景観をちょっと見がちだとい印象がありまして、既存の道路と新しく建設する陸橋との景観的な連続性をまずは、より意識することが望ましいのではないかと。これ具体的には後で説明しますが、(3)とかにも連携した内容です。

まずは、そういう全体的な一貫性、連続性といのを意識してもらいたいといアドバイスです。

具体の部分ですが、陸橋側面及び壁高欄については、この工法を用いて汚れが目立ちにくくなっていたといところは評価できるかと思ひます。先ほどの写真、上側の写真の左側を見ていただくとわかりますように、こちらの工法を採用した部分が下側で、上側はコンクリートの打ち放しです。しかし、下側の工法を採用したパネルを張りつけた部分はきれいですが、上部のコンクリートを打ち放しの部分が、やはり雨垂れ等で汚れが相対的に目立ったとい面がありました。それに対しては、壁高欄の天端の水勾配を工夫して、雨垂れを外側に落とさないような工夫をしてもらいたいといアドバイスにまとめました。

また、下部と上部でデザインにより連続性を持たせるといことが望ましいといアドバイスとしました。

もう一つは、(3)手すり及び防護柵についてですが、既存の道路部分と新設の橋梁部分とで、橋に連続性を持たせたほうが良いといアドバイスです。例えば、陸橋の東側と西側で、それぞれ縦柵と横柵であり、少しちぐはぐな部分があったので、どちらかに統一をすることが、既存の道路と新しく建設する陸橋との景観的な連続性へ配慮することになると思ひまして、このようなアドバイス案としてまとめました。

続いて、資料2-4、A3横使いをご覧ください。

こちらは、先ほどお話にありましたように、熊谷ラグビー場についてです。

基本設計アドバイスへの対応ということで、こちらは、視線を遮る要素を改善するという
ことで、連絡橋から望めるメインスタンドの外壁面に施設名サインを設置して、樹冠越しに
ラグビー場を認められるように配慮したこと。さらに、夕刻以降の、暗くなってからの視認
性を高めるため、サインは電照式としたことや、建物の意匠は公園内立地という特性に配慮
し、無彩色のシンプルなものを基調として、周辺環境との調和を図ったということです。

また、給水塔は、以前はあったけれども、老朽化による改修コストの課題等もありまして、
給水塔自体が解体され、ここの写真はありません。

続いて、その施設の正面性を意識した設計ということで、これはメインスタンド入り口と
しての大階段ですとか、スタンド屋根妻面にガラススクリーンの設置とか、主要動線から見
られるメインスタンドに施設本体の正面性を持たせたデザインを工夫したことです。

あと、汚れ、先ほども高欄の部分の汚れのお話をしましたが、同じく、汚れに対応する懸
念があったとのことで、これに対しては水切りの金物を設置して、雨垂れによる汚れを軽減
させ、笠木は鳥がとまりにくい形状とし、鳥ふん対策を行ったということです。

同じく、汚れが目立ちにくい色彩を選定するというので、コンクリートの保護の塗装を
行って耐久性を高め、明度としては、打ち放しコンクリートの素材感を感じられる7を選定
し、汚れが目立ちにくい色彩としたということでした。

色については、色彩は明確なコンセプトに基づいたトータルコーディネートということで、
この資料の右側の上の写真、赤城山方面への眺望というところに、このスタンドの色がブル
ーで、グラデーションがかかっているブルーは、さわやかさを表現するとともにグラデー
ションによる一体性を持たせ、にぎわいを演出するカラーとしたということです。

7として、外構の樹木なども景観を意識して維持管理ということでしたが、これも今後続
けていくということです。

また、公園の周辺への景観も確認ということで、新たに新設したメインスタンドの上段席
からは、緑越しに熊谷の街並みとか、赤城山を初めとした関東平野ということを以前にも増
して眺めることができるようにしたということです。

その他の対応としては、東園からラグビー場西園に来場される方が快適に移動できる並木、
小森の創出ということで、それまでは、だっ広いといった周辺でしたが、そこをきちんと
人がわかりやすく通れるように、並木等が整備されて歩けるようにしたということでした。

それぞれのアドバイスに対し、基本的にはそれぞれ非常にしっかりと対応をしていると思
いました。それを踏まえて、誘導計画についてですが、サインや園内地図の配置を工夫して、

わかりやすい誘導計画とするとよい。また、施設単体だけでなく、駅とのつながりも含めた誘導計画とするとよくなるだろうと。つまり、施設の単体自体が非常にもうレベルが高くて、しっかりとした設計、施工をなされているというのを踏まえた上で、周辺との関係ということで、まず誘導計画について指摘を行いました。

もう一つは、やはりにぎわいの景観ということで、ワールドカップ祭典の際は、仮設も含めてにぎわい景観の創出。この施設をそういう意味でにぎわいの拠点として、いかに上手に使うかというところが大事ではないかということで、にぎわい景観の創出が望まれるというアドバイスといたしました。

私のほうからは以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。すごくよくなりましたね。

今の桑田部会長のご説明に対して、事務局から補足等はございますか。

○日野主査 特に、ありません。先ほどの私の説明の補足となりますが、参考資料2に基本設計時のアドバイスや施工後のアドバイスを行う時に使った資料の一部を添付してあるので、併せて、御覧いただければと思います。

○岡田議長 2件、事後評価ということでおまとめいただきました。

今の部会長のご説明に対して、何か質問、ご意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梶島委員 駐車場はどの程度、どういうふうに整備されているのでしょうか。

○岡田議長 事務局からいいですか。

○日野主査 駐車場はありますが、試合当日は、パークアンドライドで、別のところから輸送する計画と聞いております。中に停めるのは、基本的には関係者の車になるかと思えます。

○梶島委員 それでも、結構、実はサッカーのゲームで見ると、関係者の車が60台ぐらい入るんですが、そのパーキングのエリアというのは、結構広くて無機質になりがちなので、本来その周り、あるいはその中を少しうまく植樹をしていただくと、その圧迫感が減ってくるから、もし可能であれば、ちょっとそういうこともお考えいただくといいかなと思います。

○日野主査 それは、公園整備の担当者に御意見を伝えておきます。

○岡田議長 私自身、ちょっと現地を確認していますが、やはりメーンの駐車場からスタジアムまでの距離が一定距離あって、方向性がちょっとわかりづらい印象がありました。

そのようなことから、オーバブリッジを渡ってスタジアムに行く辺で、あえて看板で誘導するよりは、目印的なもので、デザインで少し誘導できるような形でいろいろお願いしまし

て、その一つのランドマークが給水塔の上にラグビーボールが形どられたオブジェがあり、それが一番インパクトとしてありましたので、当時の会長の意向で残せないかというような話があったのですが、残念ながらそれは老朽化が著しいということで、それ自体は撤去になったのです。今日のご報告を聞く限り、かなり誘導の配慮が行き届いているような形なので、非常にいい形になったなという印象がありました。

○梶島委員 ミュンヘンのアリアンツ・アリーナなんかは、駅からずっとスタジアムまでライトが連続するのがとても美しいし、それがあると、ほかに何か固定した看板なんかは必要なくなるので、何かそういうことも考えていただくと、多分、美しい入場ができるのではないかと思います。

○岡田議長 ありがとうございます。

○鈴木委員 この基本設計段階のアドバイスと、それから終了後の完成した事業の評価ということで、専門家アドバイスは、私たちの部会のメンバーが担当されたと思いますが、この資料の2-3のスーパーテールアルメ工法のところは非常にはっきりと効果があらわれていると思いますし、終了後の、先ほど桑田部会長からございましたように、コンクリート部分の汚れが相対的に目立ったことに対して、天井の水勾配を工夫してもらいたいというようなところも大変賛同して、非常にこの部会の成果が出ていると感じました。

資料2-4のこの地図で、右側の上の赤城山方面への眺望、これも大変美しい自然景観が展望できるということで、私たちの仲間のご活躍が非常にうれしく感じられる次第でございます。

○岡田議長 ありがとうございます。田中委員。

○田中委員 私もラグビー場、それから試合も観戦しました。ここの特徴は、見る位置と、それから、ラグビー場の競技場は非常に近いということで、臨場感があるということですね。この辺をちょっと書いてほしかったなと思いました。

それから、先ほど言われましたとおり、入ってくる人は一度に大勢入ってきますから、駐車場とか人の移動がどうも明確でないというところが一番最初に感じましたので、この辺をしっかりとやるといいのではないかと改めて思いました。

○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○池邊委員 先ほど、緑化のことについてお話があって、スタジアム課の方に伝えていただけるということでしたが、私、県のみどりの審議会のほうのみどりのプラン賞という賞の審査委員長をしております。埼玉県を12の地域に分けて、そこから、その年に推薦がある建物

と、景観がよくて、なおかつ緑化の状態も美しいというものに対して賞を与えているもので、半数ぐらいが公共施設になっておりますので、ぜひとも埼玉県の2020年に向けてのアピールにもなりますので、ぜひとも頑張ってくださいようにお伝え願います。よろしく願いいたします。

○岡田議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、桑田部会長からご説明があったとおりの内容を提出する形でよろしいでしょうか。

○梶島委員 内容はいいのですが、これを将来的にどうやれば、ほかの職員の方たちの参考になるか、きちんと考えていただくとよいと思います。言って終わってしまうのでは、何か余りにも寂しいので。データベースとかホームページがいいのかよくわかりませんが、何かそういう他の職員の方、あるいはこれから来られる新しい職員の方が見て参考にできるように、うまくして活用していただきたいと思います。

○岡田議長 現状はそのようにしていますか。

○日野主査 現状ですが、アドバイスの内容は、公共事業を発注する担当課には送付いたします。また、職員が見られるポータルと言いますが、そちらに掲載しており、こちらを確認いただくことで設計の参考にしていただく仕組みとなっております。

○梶島委員 どれぐらいアクセスがあるのですか。

○日野主査 すみません、アクセス件数は把握しておりません。

○梶島委員 やはり、そこはもう、見て見てと言わないとだめでしょう。

○日野主査 載せているだけでは、なかなか見てくれないので、通知を出して周知を図ることを行っております。

○梶島委員 よろしくお願します。

○岡田議長 それこそ、職員の景観研修会というのは埼玉県にはないのですか。

○日野主査 職員向けの研修会という大規模なものはやっておりませんが、発注機関の技術部門を指導する職員が集まる会議で、公共事業の取り組みについては周知しております。また、実際に工事を発注する担当者に対しての研修においても、説明しております。

○岡田議長 ぜひ積極的にアピールいただけたらと思います。

桑田部会長。

○桑田委員 今、梶島委員のお話は、今回視察に行った他の委員からもやはり同様の、これをどう生かすかが大事じゃないかという意見がありましたので、ぜひ検討いただければと思い

ます。お願いします。

○岡田議長 ありがとうございます。

では、最終的な取りまとめについては、私と部会長の中で調整いただいて対応してまいりたいと思います。誠にありがとうございました。

続きまして、平成29年度のアドバイス対象案件のその後の状況ということで、事務局からご説明をお願いします。

○日野主査 引き続き、日野から説明させていただきます。

こちらの報告案件は、前回の審議会の時に、平成29年度の専門家アドバイスのその後の取組状況について、説明を求められましたので、その報告となります。

資料は、参考資料の2-5から2-8となります。

まず、参考資料2-5を御覧ください。

まず、平成29年度のアドバイスは、草加市で企業局が計画している草加柿木地区の産業団地の整備となります。そのうち、その中にある公園緑地、調整池についてアドバイスをいたしました。

参考資料2-6を御覧ください。

こちらが昨年度、審議会で取りまとめました基本設計段階のアドバイスとなります。

主なアドバイスですが、アドバイス趣旨に記載してあります。公園や調整池は、地域の中での位置付けを意識して設計することが望ましい。公園、調整池は、地域住民や工場勤務者など、普段から利用されるように工夫する。また、周辺道路からのアイストップに配慮して、一目でわかるような工夫をすると良い。水辺空間については親水性に配慮して、一定の水量を確保することが良いということなどです。また、樹木は、清涼感や安心感を意識して選定すると良い。このような趣旨でアドバイスをいただきました。

そのアドバイスを受けまして、事業課が検討した内容が参考資料2-7で、それを形にした図面が参考資料2-8となります。

幾つか御紹介します。まず、参考資料2-7ですが、公園、調整池に関するアドバイスの（1）地域の中での位置付けを意識して設計することが望ましいもののうち、具体的なアドバイスとして、公園や調整池に配置する各施設は、利用者の動線や利用形態などを踏まえて設計することが望ましいことに対して、設計側は、子供たちが楽しく過ごせ、コミュニケーションを図り、動空間である多目的広場から静の空間である自然エリアへのつながりを持たせた空間設計等を行いました。

また、(2) 利用者を招く工夫ということでは、例えば、②にあるシンボルツリーなどアイストップとなるものを配置するとよいというアドバイスに対しては、周辺道路の交点にシンボルツリーや体験型噴水、ポップアップ噴水と書いてありますが、そちらの施設を計画しております。

また、(3) の親水空間では一定水量を確保するとよいというアドバイスに対しては、親水エリアにポップアップ噴水及びせせらぎ水路を設置する計画としております。なお、水源は工業用水とすることで、安定的な水量を確保する予定となっております。

また、2 番目の樹木の選定や配置に関するアドバイスの(1) 清潔感や安心感を意識するとよいというアドバイスに対しては、芝生広場等の公園エリアには鑑賞的な樹種や落葉などで子供が楽しめる樹種を配置し、自然エリアには周辺地域に生息する在来種の配置を計画する。このような対応をしているところです。

これを図面にしたものが参考資料 2-8 で、アドバイス時にはもう少しせせらぎ水路が長かったのですが、管理者等との協議を踏まえ、1カ所に集約して、このような調整池の形としたと聞いております。

説明は以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

この案件は、桑田部会長をはじめ、池邊委員、加藤委員、田中委員の5名体制で検討させていただきました。

この案件で立地的におもしろいのは、越谷市と草加市の市境のところにある用地ですから、越谷市側からの景観の配慮をいかに対応いただくかというところが結構ポイントでございました。草加市内の用地ですから、基本的には草加市の中で検討が進めていけるのですが、やはり、資料の2-8を見てわかりますように、道路1本隔てた北側が越谷市となり、レイクタウンの敷地になっておりますので、そこからの見栄えがいかがなものかということで、これはなかなか越谷市単独で意見を言うわけにもいかないもので、まさに県の調整としては、非常に重要な案件でございました。

今の事務局のご説明に対して、質問、ご意見等あれば賜りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

これ、ビオトープと書いてありますけれども、このせせらぎはまだ100%確保されているのですか。

○日野主査 この計画で工事を行っていくと聞いております。説明が漏れてしまって申し訳あ

りませんが、まだ工事には取りかかっておらず、来年度からの予定と聞いております。

また、工事完成後には、施工後のアドバイスを受けるものとなります。

○岡田議長 このせせらぎをいかに確保するかが大きなポイントでございましたので、規模は縮小されつつも、計画に反映されてよかったなという気がします。

いかがでしょうか、桑田部会長からありますか。

○桑田委員 桑田です。

先ほど会長からもあったように、私、見に行きまして、特にビオトープも含めてですが、国道4号からのアクセスを確保するというところのアドバイスを受け入れていただいたというのは非常によかったのではないかなと思います。かなり、段差があって、簡単な解決ではないというところがあったと思いますが、その中で工夫をいただいたのは、すごくよかったと思っております。

参考資料2-8の説明の中で、ビオトープの部分、近隣の水田環境を再現して、地区内の貴重種の移植先として、水田と同じ環境とするため、冬場は水を流さないという記述がありますが、このビオトープにどういう役割を持たせるかというところになるのではないかと思います。冬場の水を止めたほうが、この貴重種というものにとっていいのであれば、こういう対応だと思いますが、具体的に貴重種の種類によっては、もしかしたら水があるほうがいかもしれないですし、本当に水田と同じ環境を再現するのか、それとも、周辺の水源では水がなくなるからこそ、ビオトープでは冬も水を何とか確保して、ちょっと違った環境で生物の多様性を担保するという考え方もあるかと思うので、このビオトープの考え方をもう一度整理してもいいかなと思いました。もちろん今は、それは同じというふうに書いてありますが、その具体の貴重種とかも含めて考えた上で、あり方について、もうちょっと、検討する必要があるかもしれないと思いました。

でも、つくってくれたので、さらに上乘せの意見ということではあるのですが、せっかくビオトープがあるのでしたら、よりそのビオトープが効果を発揮してもらえればいいと思います。

○岡田議長 維持管理にもかかわる部分だと思いますので、いいご指摘だと思いますが、いかがでしょう。

○日野主査 事業者からは、もともと田んぼのエリアなので、生態系保護協会の方と相談しながら、今ある田んぼの状態をそのまま再現しようという意図を持って、冬場は枯らすということで調整をされて、このような計画になったと伺っております。

○桑田委員 よく理由はわかりました。ありがとうございました。

○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 木やプラントについて、種類にもかなり言及したような気がするのですが、これにはその種類が書かれていないのですが、何か理由があるのでしょうか。

○日野主査 樹種については、まだ、具体的には決まっていないと聞いております。桜や落葉樹、在来種などが計画されるのではないかなと思っております。

○岡田議長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

これは中間報告ということですかね。また、その後、竣工した後は事後評価ということで、またこのメンバーの中の方々に評価いただくということになるかと思えます。

特に、ご意見等なければ、これで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、報告事項の2に移りたいと思います。

「広域景観形成の取組について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○日野主査 引き続き日野から説明いたします。

報告事項の(2)ということで、広域景観形成の取組みについて御説明いたします。

本日の報告内容は、前回の景観審議会において、報告を求められた事項で、2件ございます。

資料3-1をお開きください。

経緯でございますが、「歴史のみち広域景観形成プロジェクトについて」の方向性を検討していく中で、平成30年2月9日に審議会後、意見交換を行わせていただきました。また、その後、意見照会をいたしまして、多くの意見をいただいたところでございます。前回の第52回景観審議会でもいただいた意見の内容や、意見を踏まえて取り組んだ内容について、報告したところです。

その報告後に委員の皆様から、(1)市町村が抱える課題を解決するための支援策検討状況や、(2)プロジェクトの推進に貢献した地域団体の実績を評価する制度の検討、この二項目について報告を求められましたので、本日、その内容を報告するものでございます。

資料3-2を御覧ください。

まず、(1)市町村が抱える課題を解決するための支援策ということですが、前回の審議会では、まだ完全には決まっていなかったもので、詳しく説明をしていなかった内容でございます。事業名は「まち並み景観形成先導モデル事業」で、これは市町村への補助事業となり

ます。

これは、昨年の春ごろから知事と部局長で意見交換を行いながら、また、財政部局とのやりとりを踏まえ、先の県議会での予算承認を受けまして、事業化されたものでございます。

事業の概要ですが、目的は、地域の活性化やにぎわいの創出を図るため、誰もが「訪れたいくなる」、「誇りに思える」まち並み景観を整備して、それにより市町村の景観形成の取組を加速していこうというものでございます。

事業の内容としては、景観づくりに積極的に取り組んでいる市町村に対して、県が支援することによって、周辺への波及効果ができる「モデル区間」を選定して、取組を支援するものでございます。

モデル区間は、1地区選定する予定でして、また、支援は3年間限定で考えております。

モデル区間の選定は、国の街並み環境整備事業のように間接補助を考えておりますので、外観修景に関する補助制度がある市町村から行います。また、整備する区間は人を呼び込めるような場所として店舗などがあるところとし、かつ、外観修景整備だけではなくて、道路の美装化等の計画がある、このような場所としようと考えています。

どのような支援をするのかですが、県費の補助で、計画策定や、建物の外観修景整備に対する間接補助、また、整備効果を促進する施設の整備、例えば案内看板やPR資料の作成、そういうものを考えております。

また、事業後の効果検証に対しても金銭的な支援をしようと考えています。

また、補助金が抛出すれば景観形成が進むわけではありませんので、住民等が意識醸成などを目的に開催する勉強会に講師を派遣するなど、ソフト面からも支援を行っていこうと考えております。

資料3-3ですが、こちらは、県が記者発表した資料の抜粋となります。整備イメージを御覧いただきますと、雑然としたような形のところを、統一感のある形で、にぎわいのある景観をつくっていききたいというものでございます。

この資料につきましては、記者発表資料でございますので、埼玉県の財政課のホームページ等でも確認できるものとなっております。

説明は以上となります。

○岡田議長 ありがとうございます。

これは、前回の審議会よりもさらに進めた形での報告ということになります。

この今の説明に対して、ご質問、ご意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか

か。

この予算額は1,400万で、1区間というのは、要は1事業という、1つの市町村に対しての総額ですか。

○日野主査　そうです。3年間集中して、ある一定区間をつくろうというものでございます。まず、初年度は、1,420万円の予算を確保している状況でございます。

○岡田議長　前回の審議会で、ぜひ補助金をというようなリクエストがあつて、それを実現した形になったと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○梶島委員　補助金を獲得していただいて、本当にありがとうございました。大分刻まれたというか、削られたなというふうにも思うし、1地区、とりあえず1地区が何とかすれば、それに次の3年、後の3年ではまたその次の地区というような形で展開していけるのでしょうか、まずはその1地区をきちんと整備していただけることをお願いしたいのと、恐らくこの金額で、ある程度の成果を出すには、やっぱり自治体のほうである種の体力がないと、なかなか厳しいかなと思う金額ですが、何かうまくそれで見合う自治体が出てくるといいなと思います。

○岡田議長　どうぞ。

○池邊委員　支援する話ですが、今、文化庁のほうで文化財保全活用地域計画という新しい予算枠がございます。文化庁単独でもあり、結構多くの市町村から、全国ですけれども、計上があるのですが、今、別枠で観光庁のほうからも出ることになりまして、そちらの方は結構まだまだ枠があります。そこには、ユニークベニューですとか、あるいは多言語化などの、こういう歴史的な町並みに対してサインをつくるとか、あるいはパンフレットをつくるとか、そういったものについても観光庁枠の方ですとつくれますし、また、例えばインフォメーションのブースみたいなものをつくったりするというものは、もう文化庁のほうの予算でも、できますので、ぜひとも、少し準備をしていただいて、来年以降で、継続すると3カ年もらえるという制度でございますので、県との両方との費用でいくと、ソフトとハードが両方一緒にできあがってくるということになりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

○岡田議長　非常に建設的なご意見ありがとうございます。たしか、デザインの云々もさることながら、お金の引っ張り方というのは、かなり重要な部分になってくるので、やはり、先立つものが必要なので、ぜひその辺の周知を図っていただけたらと思います。

ちなみに、この選定と書いてありますが、選定は、何か委員会とかを設けることを考えて

いるのですか。

○日野主査 選定は、委員会を考慮しておりません。市町村に、事業の説明をして、募集をかけ、事業の趣旨に合うところを選んでいこうと考えています。

○岡田議長 じゃ、庁内で選考するということですね。わかりました。

ほかにいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員 こういう事業をするということは、以前からそういう要望がたくさんあるということでしょうか。

○日野主査 そうです。先ほど、池邊委員もおっしゃっていましたが、美しいまち並みなど景観が整備されると人を呼び込めることもありますので、そのようなものをつくっていききたいという話を市町村からも伺っているところです。

○田中委員 具体的なものは来ていないのですね。

○日野主査 具体的にどこというの、ありませんので、これから選定していくところでございます。

○岡田議長 どうぞ。

○鈴木委員 お尋ねですけれども、資料3-1のところがございます、表題が「広域景観形成の取組について」ということで、今まで歴史のみち広域景観形成プロジェクトを8つ選定してやってまいりましたが、各委員の意見も出したと思いますが、これは、中断という理解でよろしいでしょうか。

○日野主査 「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」を中断することは考えておりません。引き続き取り組んでいきます。今回の取組であるまち並み景観の加速化は、今までの取組に追加をすると考えていただければと思います。

○岡田議長 ちょっと突っ込んだ質問になるかもしれませんが、そうすると、今、取り組んでいるこの「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」の市町のどこかに、この予算をつけるというイメージなんですかね。

○日野主査 候補にはなると思います。

○岡田議長 もちろん新規のゼロから立ち上げるところも受け付けるということですか。

○日野主査 今回の補助金は、間接補助となりますので、市町村がまち並みをつくる上で建物所有者等に補助金を出している制度を持っているところが対象となります。これがないと、県としても支出ができない状況になります。

○岡田議長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○桑田委員 こういう「まち並み景観形成の先導モデル事業」ということで取り組むのはよろしいと思います。要は、県のお金が入っていくという中で、私としては、例えば先ほどのサインともつながる話かもしれませんが、景観に配慮する形で、これは県の事業でちゃんと行われましたというのが上手に入ってくるのが、やっぱりこの県の景観行政のアピールにもつながるし、いいことではないかと思います。しかし、何か県のお金がちゃんと入ったところでは大事なところではないかなと思いますので、そういう出し方についても検討いただければと思います。

○岡田議長 その点、ぜひ配慮いただけたらと思います。

○日野主査 ありがとうございます。

○岡田議長 あわせて、やはりその質の担保を考えなければいけないので、ぜひ県のアドバイザーさんも多種多様な方がいらっしゃるので、先ほど講師の派遣というところに相当するのかもしれませんが、ぜひそのアドバイザー制度を有効活用していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、朝倉委員、どうぞ。

○朝倉委員 1区間だけということで、その前提条件で、補助制度がある市町村ということですけれども、現時点でどれぐらいの市町村がこういった補助制度を持っているのかおわかりになりますか。

○日野主査 今、景観行政団体等含めまして12市町村です。

○朝倉委員 ありがとうございます。

一応、公募するということですがすけれども、市の意欲も大切だと思いますが、やっぱり、投資をして、見込みをどう捉えるかというのがすごく大切だと思います。ここにも周辺への波及効果が期待できると書いてありますが、例えば、川越市のように、民間で、熱はあるんだけれども、お金がないというような場所もあろうかと思います。やはり、この波及効果は、経済的な効果であることが望ましいと思いますね。きれいになって、人は来る、でも、お金は落ちないということになってしまうと、やはり、私たちの税金を投入して、死に金になってしまうのではないかという感じもします。

行政の指標として、たくさん人が来るというのは一つの指標になるとは思いますが、行政だけがその数字で喜んで、あまり意味がないのかなと感じます。

例で言うと、最近、佐賀県庁に人が来ているというのを私もつい最近のテレビで見まして、

何かと思ったら、ご存じのかたもいらっしゃいますかね、てっぺんに展望台みたいなものがあるので、そこでプロジェクションマッピングをやっているのです。ただなので、インバウンドが二、三十人来ると。幾らそれにお金がかかっているのかわからないのですが、幾ら投資をしてもお金が落ちないというのは、これは本末転倒と思いますので、まずは、市町村、民間の面ですと商店街とか、そういうところの熱のありそうなところをちょっと県で調べていただいて、それを持っている市町村により積極的に公募してもらえるようにしていただきたいと思います。特に、この波及効果です。店舗などがありという条件がついていますが、やっぱりそれもお店をやっている方ががつつくぐらいの、住民だけじゃなくて、外から来てくれる人に対して、物を売りたいとかというような意欲のある場所にぜひこれだけの投資をしていただけるように県も働きかけていくと、よりこの補助金が生きてくるのかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○岡田議長 ありがとうございます。ご意見として承りたいと思います。恐らく、事務局サイドも同様の認識でいると思います。

ほかに、特になければ、次の議題に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

これについては、次回、進捗等の報告があるのですか。

○日野主査 事業の対象となる市町村が決まるなどのタイミングで御報告させていただきたいと思います。

○岡田議長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後になりますが、「地域団体を評価する仕組み」があります。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○日野主査 地域団体を評価する仕組みについて、説明させていただきます。

こちらも前回の審議会で提案があった内容で、今後どのように取り組んでいくかという説明になります。

資料は、3-4をご覧ください。ご提案は、広域景観形成プロジェクトは、県から働きかけて成立しているものなので、今もなお継続的に取り組んでいるところについては、感謝状などの評価を与えてはどうかという内容でした。

まず、埼玉県景観に関する表彰は、今までどのようなことを行ってきたのかということを整理させていただきました。これは、埼玉県景観計画に、良好な景観形成について、県民の関心と理解を深めるとともに、積極的に良好な景観形成に関する活動を行う意欲を高めるために、周辺の景観の向上に資する優れた建築物とまち並み、また、活動を表彰するとい

う、位置付けがございます。

これを踏まえて、彩の国景観賞を行っていました。こちらは、昭和62年度から平成22年度までの計24回実施してました。平成23年度以降は、休止となっております。休止の理由ですが、応募数が減少してきたということ、また、景観行政団体が増えてきた関係から、市町村の表彰制度が充実してきたということがございます。また、このような状況を踏まえて、景観の普及啓発のあり方を検討したところ、「広域景観形成プロジェクト」を啓発事業として充実させていこうということで、休止となっております。

3番が県の他の部局での実施している表彰制度の事例でございます。県の表彰制度は色々な部局が様々な基準や考え方でっております。例として記載したのは、工事の表彰が知事表彰から部長表彰、課所長表彰という形で行っているものでございます。

また、2ページ目の一番下の感謝状ですが、埼玉県が行ったある一定規模の大きな事業で、用地の協力をさせていただいた方に送っている事例でございます。

3ページ目を御覧ください。

このような状況を踏まえて、今後の考え方をまとめたものです。前提条件としては、「広域景観形成プロジェクト」は、県の役割である広域景観形成の保全と創出を図ることに寄与していること。そして、このプロジェクトは、地元団体あってこそ成り立っているということ。今後、プロジェクトがモデル事業としての役割を終え、県と協働した取り組みが終了した後も、引き続き良好な景観形成のために地元団体主体で取組が進めて行けるよう、意欲というか、やる気度というか、その向上を図ってまいりたいと考えております。このため、プロジェクトに参画して、県とともに取り組んだ地元団体等に対しては、一定の評価をしていきたいと考えております。

表彰者を誰にしたらいいのか、どういった基準で評価していこうかというようなことの詳細については、今後の検討課題として、引き続き考えていきたいと考えております。

説明は以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

これは今までの懸案事項でございまして、せっかく県が主導的なプロジェクトを立ち上げて、それに参画する市町村が、いわゆるその期間が切れたときに縁が切れてしまうということではもったいないなど。やはり、その継続的な取組をするという意味では、積極的な市町村に対しては、県から表彰してはどうかということをリクエストしてまいりました。それで、本日、今の説明というところでおわかりになりましたように、継続的に考えていきたいとい

うところでございます。

今の説明に対して、質問とかご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

なかなか県独自では、表彰の基準等々を定めにくいということが大きな問題点というか、ネックになっているのでしょうか。

○日野主査　そうです。これまで景観賞をやっていた中で、まち並みや、地域団体の活動についても表彰していたところを、理由があって、今は休止している段階ですので、どういうふうに評価したらよいか、誰が表彰するのかについては、一つの悩みということです。また、表彰となると、大変栄誉なことですので、公平公正な面からどういう基準が良いのか悩んでいるところです。

○岡田議長　という御説明でございます。

皆様方から、いかがでしょうか。

では、池邊委員。

○池邊委員　国土交通省の都市景観賞をここ数年ずっと審査させていただいていますが、やはり、どちらかというとハード優先のものとソフトのものと、合同のものでという話の議論はあるのですが、活動としては、地道にNPOさんとかがやられているソフトのものと、先ほどの、例えば、ラグビー場みたいなものが景観賞として出てくるようなものと、例えば、先ほどの、広域の歴史的な町並みをやっているというようなものを同じたたきで審査するというのは、なかなか難しいというようなところがございます。そういった意味では、国のほうでは、みどりのほうの賞だったかな、二段階表彰になっていて、要するに、国土交通大臣賞と内閣総理大臣賞というのを2つ分けておまして、国土交通省を1回とっても、それは内閣総理大臣賞であればとれるみたいなものになっているので、それと同じように、知事表彰というのは一番最高位にあるとしたら、その少し前段階の何か都市景観優秀賞みたいなようなものであれば、景観審議会の審査員で選べるというような形もできますし、その知事表彰がソフトがとるか、ハードがとるかというようなところも平等にやる場合もありますので、そのあたりは少し参考にさせていただければいいかなと思います。

○岡田議長　ありがとうございます。

梶島委員。

○梶島委員　景観賞がなくなってしまった結果ということかもしれませんが、残ったのは施工に対しての表彰賞だけです。本来、やっぱり景観というのはプランニングとかプランナーとかデザイナーがかなり頑張らないとできていけないものと思っていますので、活動と同じ

ように、やはり、プランナー、デザイナーが頑張ったというところをきちんと表彰してあげたいと思います。

○岡田議長 事務局、どうでしょうか。

○日野主査 景観は、梶島委員のおっしゃるとおり、よくキーパーソンというお話も伺いますが、人があってこそ景観ができますし、また、そういったものを見て分かち合ってくれるというのも人です。先ほどのまち並み景観の取組にもつながりますが、つくっても来ていただけないと、大変残念なことにもなってしまいます。そうならないように盛り上げるのも当然、人です。そういった意味では、人や団体に対して、表彰や感謝状、その度合いは難しい判断ですが、評価をしていくのは良いと考えております。

○梶島委員 やっぱ海外と比べて、日本は建築家とかプランナー、計画者に対する敬意が余りにも薄いと思いますね。ほとんど、ヨーロッパあたりでは、この建物を紹介するときには、誰が設計したとか、誰がプランニングしたというのが明示されるのですが、日本ではほとんどそれが出てこない。公的施設だと、ともかく埼玉県施設ですと終わってしまう。この施設は前川國男さんでしたか、そういう有名な方は、出てくるけれども、それ以外に対して、やっぱり建築家、プランナー、計画者に対して、私はぞんざいに扱すぎているように思いますね。そこは頑張ってもらうためにも、きちんと表彰してあげたいと思います。

○岡田議長 ありがとうございます。

やはり、プロジェクトの推進と表彰というのは、多分、表裏一体で考えていかなければいけないという御指摘だと思います。先ほど池邊委員も言われたように、いろいろ知事レベルから審査委員長レベルという、いろいろなヒエラルキーがあると思いますが、恐らくこの議論はスピード感が大事だと思いますので、まず、できるところでやってみたらどうかと思いますが。そうすると、庁内ではなかなか基準等々で判断しにくいのであれば、審査委員会を設けて外部にお願いするというのも一つのやり方ですし、ちょっと、スピード感が重要ではないかという気がしているのですが、どうですか。

○日野主査 スピード感を持って対応を考えて、次回、こういう形でいかがでしょうかという提案をできればと考えております。

また、審議会を審査委員会として活用していくかどうかを含め検討したいと思います。

○岡田議長 ゼロからつくと大変ですけども、ぜひ、そういう上乘せでやっていくといいのかなと思うので、ぜひその検討をお願いしたいと思います。池邊委員、いかがでしょう。

○池邊委員 それに関して、先ほどの都市景観賞は、全体の中からみんなで審査をして、上

から10個ぐらいを各審査委員が選び、1人ですが、向こうに行って、今おっしゃるように、設計者だとか、あるいは住民の方とかに、実際にヒアリングしてもらって、あるいは資料もご提供いただいて、それをみんなの前でプレゼンして、結果どうするということで決めてしまうものもあります。

多分、日本の中では一番、千代田区と港区というのは非常に案件が多くて、いいものが多いです。私も港区の景観賞を何年もやっていたのですが、やはりもう地域が限定されているので、一応、その審査委員全員で見に行くということをやっていました。しかし、そのときも、プロジェクトをやられた設計者がどういうところを工夫したというようなところをきちっと説明していただくという手法をとっていました。

県では、全域というのは無理かと思いますが、そういうような、やはり設計者などに対しては、きちっと聞いていただければと思います。

また、港区の場合ですと、みんな切磋琢磨していますので、企業さんの景観配慮だとか、そういうものへのモチベーションアップにつながっていると思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

○岡田議長 まさにその部分が重要で、特にどういうポイントで評価に値するという講評文が重要ですね。それ自体が公共部会ですか、公共事業のほうのアドバイスにも役立ってきたりするので、ぜひ推進していけたらと思います。特に、埼玉は、大都市部からそれこそ田園地域、さらには自然地が広がる、いろんな多様性に富んでいるので、いろんな表彰のカテゴリーが出てきそうな気がするので、それ自体が県のアピールにもなってくるので、ぜひ積極的にお考えいただきたいと思います。

ほかに特になければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。

では、最後になります。

「屋外広告物の安全管理の強化の取組について」ということで、これは、前回の審議会のリクエストを受けての報告ということになります。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

○大和地主査 大和地から報告させていただきます。

前回、アンケートがまだ精査中ということでしたが、まとまりましたので、その結果を今回ご報告させていただきます。

この経緯でございますが、平成27年に札幌で起こった看板落下事故の後、国土交通省で

は、有資格者による点検の義務化を条例化するべきだということで、改定した屋外広告物条例ガイドライン案を出しています。埼玉県では、看板の持ち主が屋外広告物条例とかを知らないのではないかということ踏まえて、九都県市首脳会議の九都県市が連携して周知・啓発を図りました。しかし、九都県市首脳会議の取組としては、経団連や経営者協会などの大きな組織が相手になってしまいますので、平成30年度、埼玉県では、さらに、もっと身近なところに周知・啓発を図ろうということで、商店街への周知・啓発を行ったところです。

その中で、一部の商店街でアンケート調査をしまして、検証したものでございます。

アンケート調査を行った期間は、平成30年7月から11月まででございます。埼玉県屋外広告物条例を適用する市町村の中で商店街があるのは40市町です。399商店街、1万1,038構成員になります。これは、産業労働部からデータをいただきました。この中でアンケート調査を実施するというので、アンケート調査を行うにあたって、紙で依頼するよりも、実際に商店街の会長が集まる会合に参加して、趣旨を説明してお願いするというのが丁寧ではないかということで、会合に参加してお願いしました。この時期に会合を開くというところが、この7市町しかなかったので、熊谷市、東松山市、上尾市、草加市、朝霞市、北本市、寄居町の商店街の会長が集まる会合に出向き、そこで趣旨を説明してアンケートをお願いしました。また、チラシの配付について商店街の会長さんをお願いいたしました。回答できる方のみで結構ですという言い方をしたことから、回答が365構成員からしかございませんでした。回答が約1割強でございますが、その結果をまとめさせていただいたものが資料4のとおりでございます。

質問の1つ目が、これは基本的なことになりますが、「看板を掲げていますか」ということです。これは84%の商店街のお店等では「掲げている」という回答がありました。これは想定どおりでした。次に、「お持ちの看板の点検を実施したことがありますか」については、7割の方が「ある」と回答がありました。次に、点検している方は「誰がどのような方法で行いましたか」という質問には、自社や委託してやる目視がほとんどで約7割になります。目視点検以外で、委託して打音検査、自分で打音検査をやっている方もいましたが7割が目視なので、これでは危険を見逃す可能性が高くなるのかなと感じました。

それから、「点検をしたことがない」という方の理由で、一番多かったのは、この3つになります。「点検の時期がわからない」。やらなければいけないという「認識がなかった」。これは背景が、看板については業者に任せて、自分が行うという意識が希薄ということから認識がなかったのだと思われまます。あとは、「費用がかかる」という回答がございました。

質問の5番でございますが、看板について今回一番聞きたかったのは、実はこの質問になります。「看板について屋外広告物法や埼玉県屋外広告物条例などのルールがあることはご存じでしたか」ということについては、58.4%、約6割の方が「知らなかった」という回答でした。やはり、当初想定していたとおり、屋外広告物関係の法令の認識度は低いということが再確認できたところでございます。

それから、次の質問で、「都道府県市が定める屋外広告物条例で所有者等に看板の安全義務があるということをご存知でしたか」という設問には、前の5番の質問で「知らなかった」と回答した人は、普通はこの質問についても知らないという答えになると考えていたのですが、「知っていた」という答えのほうが多くなりました。これは、持ち主に安全管理義務があることは当たり前じゃないかという、一般常識を踏まえて回答がなされたのではないかと推測されます。この質問5と質問6はリンクしているはずなのに、出てきた結果は、法や条例で安全管理義務があることを知らないのに、所有者等に安全管理義務があることを知っているということで、何か矛盾しているような結果となりました。

あと、質問の7番といたしまして、「今回配付したリーフレットを見て、点検や補修などを行う必要があると思われましたか」ということについては、これは83%の方が「必要があると思った」と回答があり、これは周知・啓発活動を行ったかいがあったなと思えました。

最後の質問ですが、「屋外広告物士などの専門家による点検が条例で義務化された場合、所有者等にとってどのような問題があると考えますか」という設問では、やはり、1番が「点検費用の概算がわからない」、それからあと、「点検の標準的な方法がわからない」、あと、「点検の費用負担に耐えられるかわからない」と。目視点検を自分でやると無料ですが、有資格者に点検を頼まなければならないので、お金が出せるのかなということだと思います。

今回のアンケートは、この8問で行いました。この結果を踏まえまして、屋外広告物の法令を6割の方が知らないので、今後も周知していかなければいけないのかなと思います。条例での有資格者による点検の義務化には、まだちょっと時期尚早かなというところがございますので、前回、朝倉委員のほうから、観光協会が市町村にあるので、それと連携して周知等を行ったらどうですかというお話をいただいておりますので、調べたところ、51市町村に観光協会があるみたいなので、今後は、観光協会への周知・啓発を続けていきたいと考えております。

さらに、観光協会への周知・啓発の結果等も踏まえ、条例上で有資格者の点検の義務化を

するかどうかをさらに検討を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○岡田議長 ありがとうございます。回収率12%ということですが、確かに、点検の時期がわからないとか、認識がなかったとかというのは結構、言い当てているなという感じはしますね。

以上の報告ですけれども、何かご質問、ご意見はございますか。

○梶島委員 こういうアンケートは、やっぱり自分が積極的にこの安全点検をやっていたら出る方は出てくるのだけれども、そうじゃない方は出しにくいというところもあって、恐らく回答の中身と実際の状況とは、少し乖離があると思いますので、この回収率から読んでいかないと、読み間違うと思います。

○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。特に、よろしいですか。

引き続き、事務局にはサンプリングを継続的にお願いして、この数字をなるべくいい形で高めていただけるとありがたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

特に、全体を通してご意見等あれば、承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

前回にも増して非常に盛りだくさんの内容になりましたが、当初の予定より12分ほど早く、皆様のご協力をおもちまして、終了することができました。ありがとうございます。

特に、今日は、屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定解除ということで、県の景観行政の取り組みを大きく左右する案件がございましたが、これについては、慎重審議ということで、ワーキングを設置するというところでお認めいただいたところでございます。

事務局の方では、その準備をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○(司会) 矢部副課長 ありがとうございます。

次第の4、その他ですが、事務局のほうから連絡事項等ですが、1件ございます。

では、日野主査の方から説明します。

○日野主査 連絡事項ということで、実は、この3月末をもって、都市整備部長が退職になりますので、お礼状を皆様方に送る予定です。お礼状は、平成31年4月1日時点の役職で送ることになりますので、今、皆様からいただいている役職等で、4月1日に何か変更等がありますでしょうか。

ないことを確認しましたので、現在の役職等で送付させていただきます。

○（司会）矢部副課長 本日は、岡田会長はじめ、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

これもちまして、第53回埼玉県景観審議会を閉会します。

本日は、誠にありがとうございました。

午後 4時20分 閉会